

# 地震・津波災害に強いまちづくり

中部地方整備局 建政部

# 1. 地震・津波災害に強いまちづくり ガイドライン

---

## 戦略会議の目的

東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の関係者が幅広く連携し、東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組む。

## 「中部圏地震防災基本戦略」(H23.12)

優先的に取り組む10の課題

1. 災害に強いものづくり中部の構築(中部経済産業局)  
～企業防災・減災と地域連携BCPの普及促進～
  2. 災害に強い物流システムの構築(中部運輸局)  
～多様な輸送モード・ルートの検討等～
  3. **災害に強いまちづくり(中部地整)**
  4. 情報伝達の多層化・充実と情報共有の強化(東海総合通信局)
  5. 防災意識改革と防災教育の推進(三重県)
  6. 確実な避難を達成するための各種施策の推進(静岡県)
  7. **防災拠点のネットワーク形成に向けた検討(中部地整)**
  8. **道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定(中部地整)**
  9. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備(中部地方環境事務所)
  10. 関係機関相互の連携による防災訓練の実施(中部管区警察局)
- ※( )内は、幹事機関

## 構成員 (129機関)

【学識経験者】 13名

・中京大学 奥野信宏教授(戦略会議座長)

【国の地方支分部局等】 34機関

・陸上自衛隊、海上保安本部 …他

【地方公共団体】 13機関

・5県3市

・各県警察本部(5機関) …他

【経済団体】 4機関

・一般社団法人中部経済連合会

・東海商工会議所連合会 …他

【ライフライン等関係機関】 55機関

・全国消防長会 東海支部

・中部電力株式会社

・中部地区エルピーガス連合会 …他

【報道関係機関】 10機関

・日本放送協会名古屋放送局

・東海テレビ放送株式会社 …他

基本戦略での優先的に取り組む10の連携課題である「災害に強いまちづくり」に向けて、「津波・地震災害に強いまちづくりガイドライン」を策定し、各市町村の地震・津波災害に強いまちづくりへの取り組みを支援。

## ○ガイドラインの目的

南海トラフ巨大地震への事前対応が甚大な被害の軽減へ直結

まちづくり分野

「災害に強いまちづくり」の計画策定・実施へ向けた自治体の取組みをサポート

地震・津波被害に強いまちづくりのイメージ



## ○ガイドラインのポイント

- ・学識経験者、自治体の長、行政で構成する委員会で現地調査を含め8回実施して検討
- ・委員会以外では、17人の自治体の長と自治体職員の200名との意見交換を実施
- ・3つのモデル地区で自治体とともに現地調査を行い、ケーススタディを実施

①海岸平野部

②内湾低平地部

③半島・島しょ部

- ・短期施策(避難対策)と長期施策(50年先を見据えたランドデザイン)の2つを提案

## 南海トラフ被害想定

### 想定される被害

- 新耐震以前の木造住宅等の地震による倒壊
- 津波により浸水深2mで木造住宅の6割は全壊・流出 (RC造は2割が全壊したものの流出は5%未満)

### 対策

### 対策による被害の軽減

- 耐震化100%で建物倒壊による約4万人死亡が6千人へ  
85%減少
- 5分の早期避難で津波による約19万人死亡が2万人へ  
90%減少

## 「地震・津波災害に強いまちづくり基本方針」策定手順

① 現状把握

② 課題分析

③ 考え方

④ 方策検討

### 地震・津波災害に強いまちづくり基本方針

短期施策  
(避難中心の命を守る施策)

ランドデザイン  
(50年後を想定した複数案で構成)

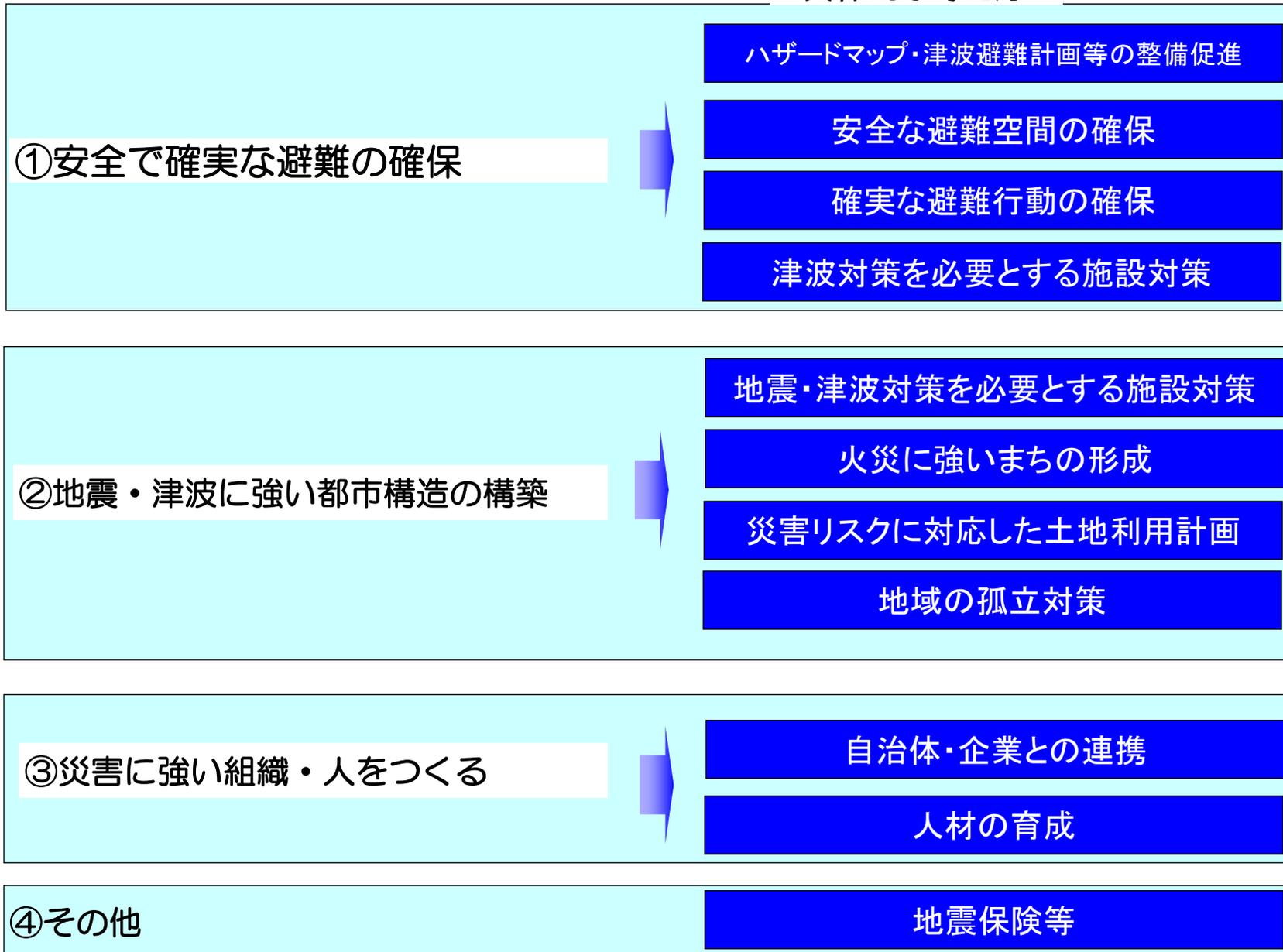
3つのモデル地区では、この手順に沿って、まちづくり基本方針案の策定までをケーススタディで実施

自治体の担当者は自分の街をモデル地区に置き換えて、手順に沿ってまちづくり基本方針案が策定できるように配慮

### 災害に強いまちづくり方策体系図

- ①安全で確実な避難の確保
- ②地震津波災害に強い都市構造の構築
- ③災害に強い組織・人をつくる

## <具体的な考え方>



長期的・短期的な施策を検討

(注) 事前に高台移転が実現した例があるが、防災集団移転促進事業での事例はなく、規制等をもって自主的に高台へ移転したケースや公園事業での買取により移転した例のみである。

## **2. 災害に強いまちづくりへの取り組み (関連施策)**



- ◆都市防災推進事業は、都市基盤整備を伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展し、構造的に脆弱な我が国の都市において、密集市街地、大規模盛土造成地に代表される防災上危険な市街地における防災性の向上を図るための事業です。（都市防災総合推進事業と宅地耐震化推進事業から構成）
- ◆H28年度は、中部管内で50地区が事業中。（静岡県【15】、愛知県【27】、三重県【8】、）



屋外避難階段(弥富市)



津波避難タワー(伊勢市)



避難所(飛島村)



防災備蓄倉庫(紀宝町)

# 2-3. 津波防災拠点整備事業

## 事業概要

南海トラフ巨大地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市計画法に基づく一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、災害時の都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する制度を防災・安全交付金の基幹事業の一つとして創設。

## 交付対象

- ① 計画策定支援に要する費用：計画策定費、コーディネート費
- ② 公共施設等整備：地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備
- ③ 用地取得造成：津波防災拠点のために必要な公共施設、公益的施設（教育施設、医療施設等）の用地取得造成

## 施行地区要件

次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内であること。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定地域を有する市町村の区域内であること。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。

（推進計画に都市のコンパクト化の方針が記載されており、拠点整備の計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないもの。）

※原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり5ヘクタールまでとする。

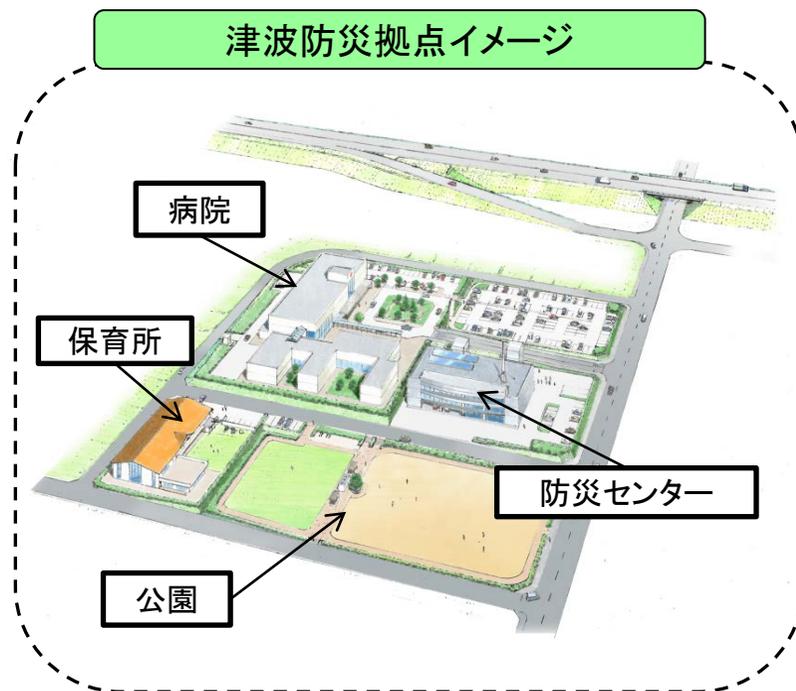
## 交付金事業者

地方公共団体

## 基礎額

1/2

9



# 2-4. 住宅・建築物の耐震化への支援

大規模地震時の被害軽減等のためには  
住宅・建築物の耐震性能の確保が必要

## <国の基本方針の位置付け(目標)>

### ○住宅の耐震化率

約82% [平成25年] → 約95% [平成32年]

### ○多数の者が利用する建築物※の耐震化率

※学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

約85% [平成25年] → 約95% [平成32年]

- 建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対し、防災・安全交付金の基幹事業として支援

[住宅・建築物安全ストック形成事業]

- 住宅の耐震化について、緊急的に耐震化を促進すべき区域を地方公共団体が設定し、住民の意識啓発の向上や情報提供の取組みを行う場合について30万円/戸を追加で

支援 [平成28年度補正予算において措置]

住宅の耐震化 [例]



筋交いの設置



接合部の補強

【出典】(一財)日本建築防災協会

建築物の耐震化 [例]



免震装置の設置

## 2-4. 建築物の耐震改修の促進に関する法律

耐震改修促進法に基づく耐震診断の義務づけ・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）等について、**耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表**を行う。

### 要緊急安全確認大規模建築物

#### イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ＜対象建築物＞ ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断
- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
  - ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

#### ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ＜対象建築物＞
- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
  - ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
  - ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

#### ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ＜対象建築物＞
- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上  
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

### 耐震診断結果の報告期限

平成27年12月31日  
まで

### 結果の公表

- 耐震診断結果の公表時期に関する定めはない
- 静岡県内及び三重県内は平成29年1月6日に公表
- 岐阜県・愛知県内においても今後順次公表される見込み

※これ以外に、『地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物』『都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物』（要安全確認計画記載建築物）についても、将来的に診断結果の公表が義務付けられている。

## 2-4. 住宅の耐震化に対する支援の拡充

### 住宅・建築物安全ストック形成事業

- 住宅・建築物ストックの安全性の確保を図るため、建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等について、地方公共団体と連携し、財政的支援を行う。
- 地方公共団体が緊急耐震重点区域を設定し各戸訪問を行い、住民の意識啓発の向上や情報提供を行うことにより、耐震化を促進する。

### 制度概要

#### (対象となる住宅)

マンションを含む全ての住宅を対象

#### (交付率)

	交付率
耐震診断	国1/3, 地方1/3
耐震改修	国11.5%, 地方11.5%

※緊急輸送道路沿いの住宅等の改修は、国1/3、地方1/3

#### (その他)

- ・ 耐震改修の補助限度額(国+地方):
  - ✓戸建て住宅 : 82.2万円/戸
  - ✓マンション : 補助対象単価(49,300円/㎡) × 床面積 × 交付率

### H28補正予算拡充事項

「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に緊急的に耐震化を促進すべき区域(「(仮称)緊急耐震重点区域」)を定め、当該区域において、国と地方で30万円/戸を加算(H29年度まで)  
 ※なお熊本地震にかかる今般の拡充については、H29年度までとし、延長しないものとする。

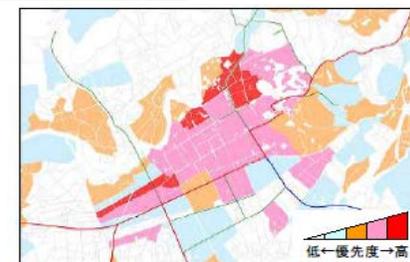
### 取組内容

地方公共団体が、耐震改修促進計画に以下のプログラムを位置付け、耐震対策を重点的に実施。

#### 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

##### STEP1: 区域の位置づけ

- ハザードマップ等をもとに、耐震化を緊急的に実施すべき区域を設定
- 各戸訪問の実施時期を計画



##### STEP2: 各戸訪問

- (仮称)緊急耐震重点区域において、各戸訪問の実施
- 相談体制の整備
- 建築士や施工業者の団体等と連携

##### STEP3: 耐震改修の実施

- 耐震改修の実施(30万円/戸の加算)

##### STEP4: 実績の公表

- 訪問戸数、診断実績、改修実績をHPIに公表

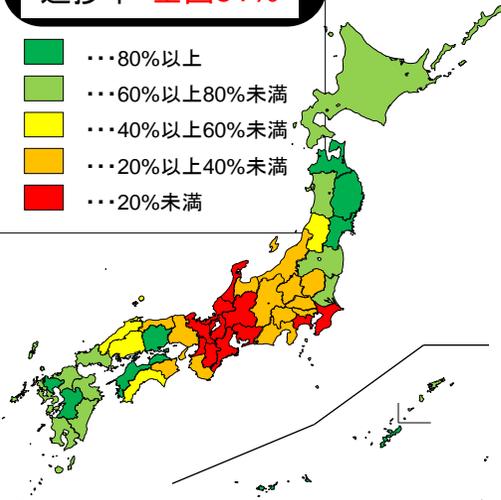
## 地籍調査とは

地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査するもの。(地籍の明確化)

## 地籍調査の現状(H28.3末)

進捗率・全国51%

- 80%以上
- 60%以上80%未満
- 40%以上60%未満
- 20%以上40%未満
- 20%未満



## 中部地方の状況

岐阜県: 16%	中部平均 16%
静岡県: 25%	
愛知県: 13%	
三重県: 9%	

## 地籍調査の効果

- 土地取引の円滑化と土地資産の保全
- 民間開発事業の円滑化
- 固定資産税の課税の適正化
- インフラ整備の円滑化、**災害復旧・復興の迅速化**

## 災害復旧・復興の迅速化

津波被害を受けた宮城県名取市における復興事業(防災集団移転促進事業)において、事業区域の地籍調査が実施済みであったことから、用地測量に係る費用・事業期間が縮減。

地籍調査実施済  
(名取市の実績)

対象面積: 38万㎡

測量期間: 7ヶ月

地籍調査未実施  
の場合(推計)

対象面積: 38万㎡

測量期間: 1~1年半

期間短縮  
(6ヶ月~1年)

地籍調査の成果を活用することにより、測量費用が縮減、測量期間が短縮され、早期の復旧・復興が可能。

# 3. 災害に強いまちづくりの取組状況 (中部管内のアンケート結果)

### 3. 「災害に強いまちづくり」の取組み状況

#### ● 「災害に強いまちづくり」アンケート

○中部圏の157自治体に対し、「災害に強いまちづくり」の取組み状況について、アンケートを依頼(平成28年11月24日~12月14日)。そのうち平成27年度に同様のアンケートを実施した67自治体では、今回のアンケート結果との比較を実施した。

○基本事項1~3の全てにおいて、地震・津波災害に強いまちづくりが確実に進展している。

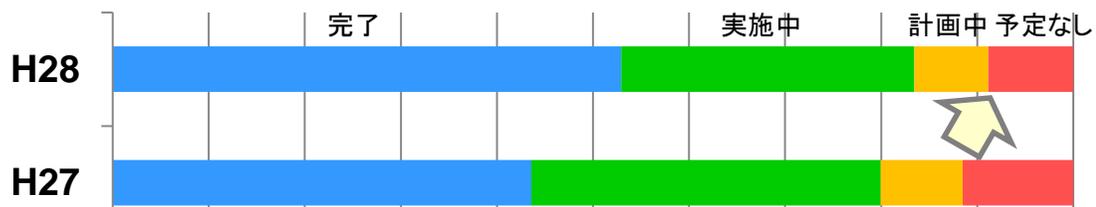
#### ●アンケートの概要

【H28年度】アンケート送付: 157自治体、アンケート回答: 141自治体、回収率: 90%...中間報告

【H27年度】アンケート送付: 67自治体、アンケート回答: 62自治体、回答率: 93%...中間報告

基本事項1 安全で確実な避難の確保

H27: 89% → H28: 91%



基本事項2 地震・津波災害に強い都市構造の構築

H27: 55% → H27: 57%



基本事項3 災害に強い組織・人をつくる

H27: 92% → H27: 94%



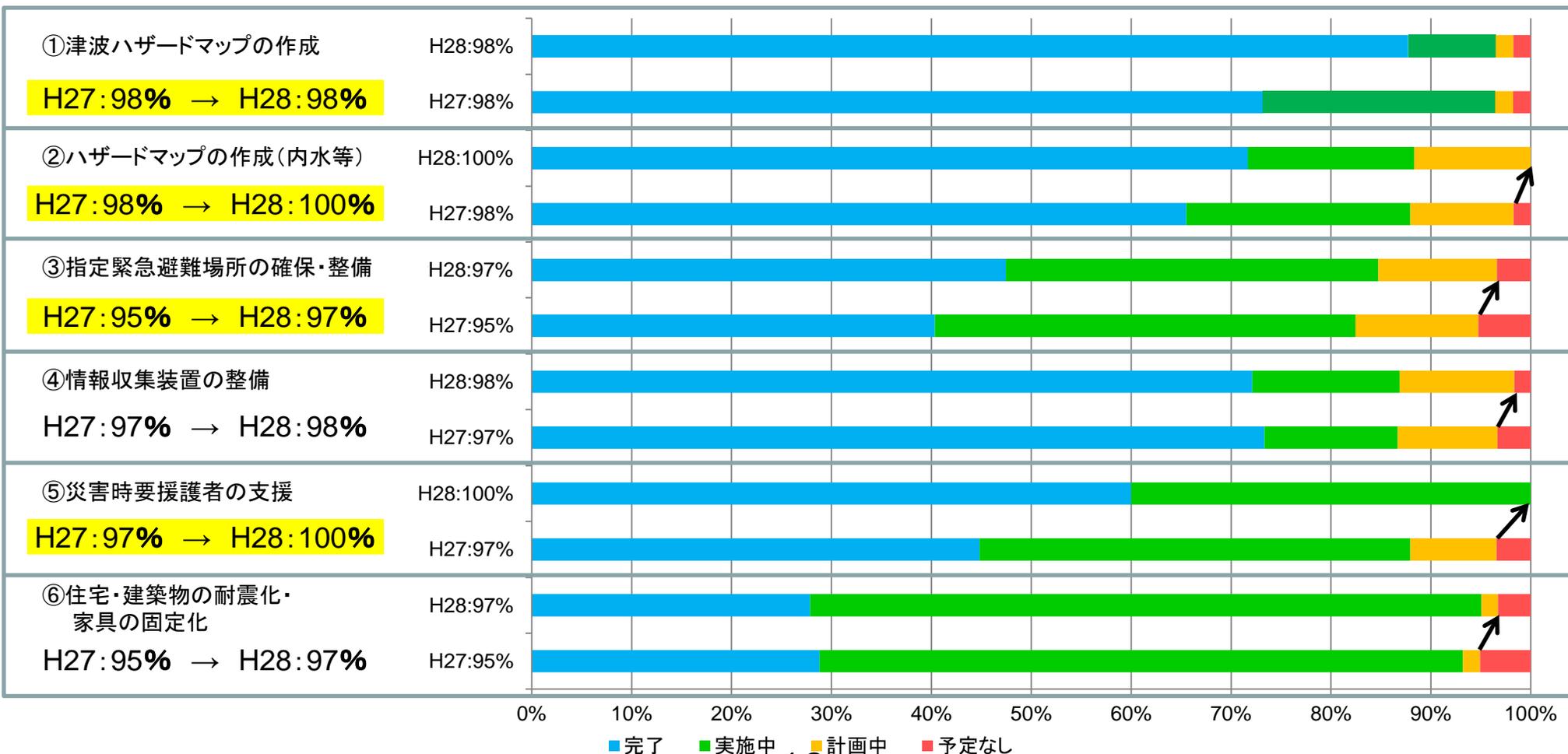
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

### 3. 「災害に強いまちづくり」の取組み状況

#### ●基本事項1:安全で確実な避難の確保

○「①津波ハザードマップ作成」や「③指定緊急避難場所の整備」に取り組む自治体の割合が高く、H28年度にかけて作成が完了した自治体も増加している。

○「②ハザードマップの作成」と「⑤災害時要援護者の支援」に関しては、全ての自治体が実施している。

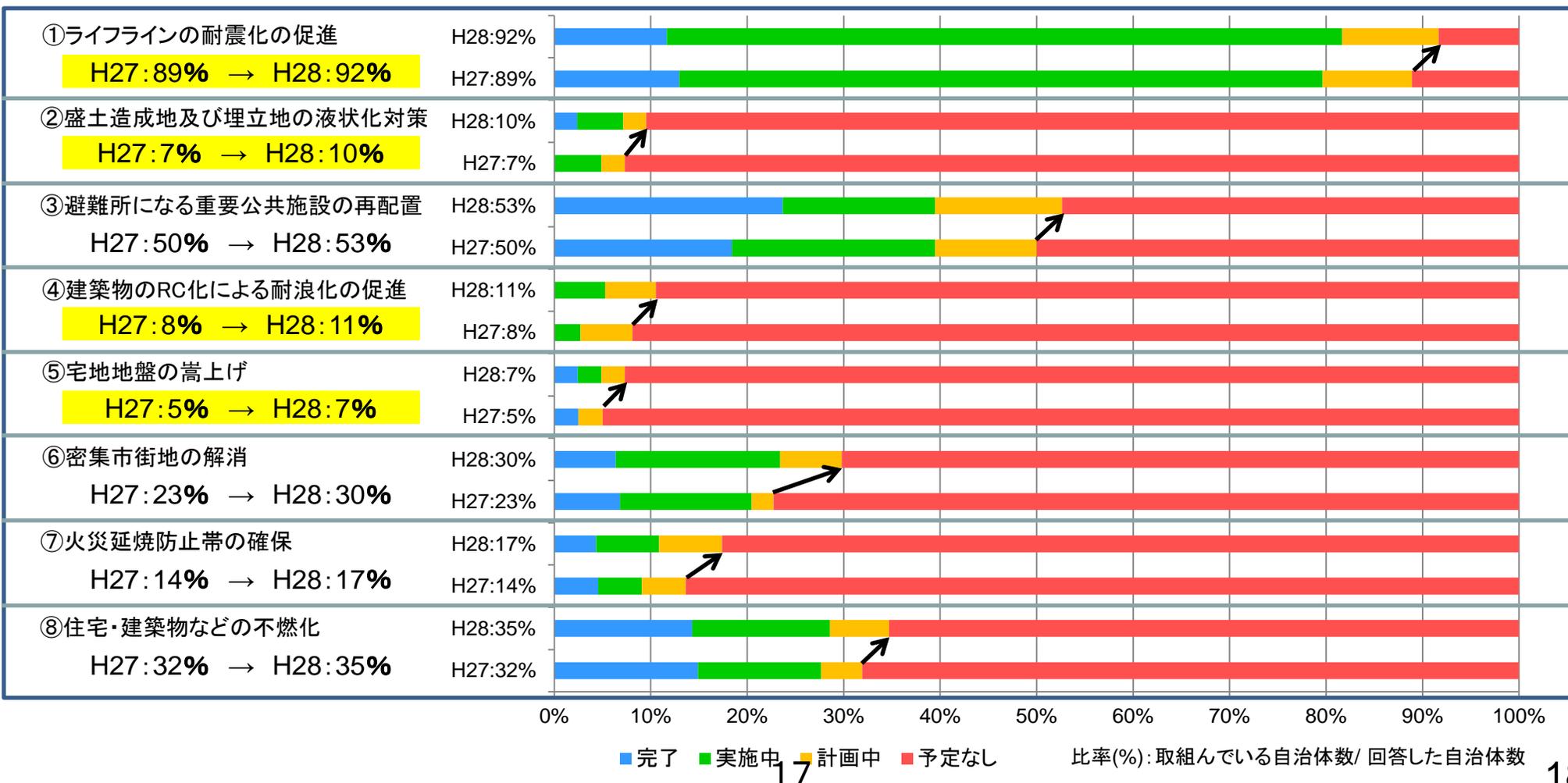


### 3. 「災害に強いまちづくり」の取組み状況

#### ●基本事項2: 災害に強い都市構造の構築

○「①ライフライン耐震化」に取り組んでいる自治体は92%と高い。

○「②液状化対策」や「④建築物のRC化」、「⑤宅地地盤嵩上げ」といった大規模な事業に取り組む自治体はまだ少ないものの、着実な進展が見られる。



### 3. 「災害に強いまちづくり」の取組み状況

#### ●基本事項3: 災害に強い組織・人をつくる

- 「①自主防災組織の充実」「⑥職員の意識づくり」などの6項目が、全ての自治体で実施されている。
- 「⑤貴重なデータの保護」や「⑧災害廃棄物の処理体制」が伸びており、復旧を速やかに行う体制の構築が進んでいることが推察される。

